府　令

○内閣府令第十四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条から第二十条までを削り、第二十一条を第十条とし、第二十二条を第十一条とし、第二十三条を第十二条とする。

第二十四条第一項中「別記様式第八」を「別記様式第二」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に改め、同条を第十三条とする。

第二十五条第一項中「別記様式第九」を「別記様式第四」に改め、同項第四号中「第二十一条各号」を「第十条各号」に改め、同条を第十四条とする。

附則第二項中「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の下に「（昭和四十六年法律第六十八号）」を加える。

附則第三項を削る。

様式第一中「様式第１（第１条関係）」を「別記様式第１（第１条関係）」に改める。

様式第二中「様式第２（第７条関係）」を「別記様式第２（第７条関係）」に改める。

様式第三から様式第七までを削る。

様式第八中「様式第８（第24条関係）」を「別記様式第３（第13条関係）」に改め、同様式を様式第三とする。

様式第九中「様式第９（第25条関係）」を「別記様式第４（第14条関係）」に改め、同様式を様式第四とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十五号

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第四条及び第五条の規定に基づき、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行規則（平成十四年内閣府令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、六年目以降の拉致被害者等給付金の支給については、被害者の配偶者等は被害者と同一の世帯に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

第十条中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

7　拉致被害者等給付金を受給する帰国被害者等で当該給付金の受給を辞退しようとする者は、拉致被害者等給付金辞退届（様式第四号）を内閣総理大臣に提出するものとする。

第十三条中「第四号」を「第五号」に改める。

第十五条中「、第四条」を「、第四条第一項」に、「第十一条」を「第十一条第六項」に、「第十一条中」を「第十一条第一項から第六項までの規定中」に改める。

第十六条の表第十一条第一項の項の次に次のように加える。

第十一条第七項	様式第四号による拉致被害者等給付金辞退届

第十六条の表第十三条の項中「第四号」を「第五号」に改める。

様式第四号中「第四号」を「第五号」に改め、同様式を様式第五号とし、様式第三号の次に次の様式を加える。

様式第四号（第11条関係）

拉致被害者等給付金辞退届

内閣総理大臣　殿

私は、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」による拉致被害者等給付金について、その受給を辞退することとし、平成　　年　　月　　日に行った拉致被害者等給付金の申請について下記のとおり撤回することとしましたので、その旨お届けします。

平成　　年　　月　　日

届出者代表
氏　　名　　印
（自署又は記名押印願います。）

フリガナ		性別	
氏　名			
生年月日	年　月　日		
住　所	〒　－ 電話番号		
添付書類	住民票（同居世帯員が記載されているもの）		

上記届出者と同一世帯者に属する者（又は届出をするとみなされる者）

フリガナ		届出者との続柄	性別
氏　名			
フリガナ		届出者との続柄	性別
氏　名			生年月日
フリガナ		届出者との続柄	性別
氏　名			生年月日
フリガナ		届出者との続柄	性別
氏　名			生年月日

給付金の支給申請を撤回する期間　　年　月分から　年　月分まで

附　則

この府令は、平成二十二年四月一日から施行する。